

国民年金基金連合会 厚生労働省

中小事業主掛金額変更・削除届

連合会用 抛
厚生労働省用

1	登録事業所番号	2	登録事業所名称
	00111111		フリガナ カ) ネンキンショクヒン (株) 年金食品

変更区分	基礎年金番号 氏名	変更前の納付金額 (千円単位)												変更後の納付金額 (千円単位)												
		納付月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			(2月分)	(1月分)	(2月分)	(3月分)	(4月分)	(5月分)	(6月分)	(7月分)	(8月分)	(9月分)	(10月分)	(11月分)	(12月分)	(2月分)	(1月分)	(2月分)	(3月分)	(4月分)	(5月分)	(6月分)	(7月分)	(8月分)	(9月分)	(10月分)
<input checked="" type="radio"/> 額変更	1111-222222	平成30年						3	3	3	3	3	3												5	5
<input type="radio"/> 削除	年金 一郎	平成31年以降	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
<input checked="" type="radio"/> 額変更	3333-444444	平成(1人目と同年)						3	3	3	3	3	3												5	5
<input type="radio"/> 削除	年金 花子	平成(1人目と同年)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
<input checked="" type="radio"/> 額変更	5555-666666	平成(1人目と同年)																								
<input type="radio"/> 削除	抛出 太郎	平成(1人目と同年)																								

ご記入前に必ずお読みください。

- この書類は、既に中小事業主掛金の対象者となっている方において、月ごとの金額を変更する、又は中小事業主掛金の対象者を削除する際に届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、数字の場合は○印を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、事業所印で訂正印を押印してください。修正部分の周囲余白に訂正事項を記入してください。
- **この書類だけを提出することは出来ません。**
「中小事業主掛金納付変更・削除届 (K-302号)」とあわせて提出してください。
※変更年月日の前月末営業日までに必着で提出してください。
- 中小事業主掛金の額変更は、原則1年(1月引落～12月引落)に1回のみ変更できます。以下の変更は総じて1回の変更となります。それぞれ1回ではありませんので、ご注意ください。
 - ・ 中小事業主掛金の納付月を変更
 - ・ 中小事業主掛金額を変更
- 変更区分で削除を選択した場合、中小事業主掛金の引落しは取りやめですが、対象者ご本人の掛金納付は継続して引き落とされます。(ご本人の掛金額が5,000円未満の方を除く)
- 退職により引落しを停止する場合は、別途「退職者に係る掛金引落停止依頼書 (K-012号)」を提出してください。
※「退職者に係る掛金引落停止依頼書 (K-012号)」は送付先住所が異なりますので、ご注意ください。

この届書、および添付書類は、以下の宛先までご提出ください。

〒106-0032
 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル
 国民年金基金連合会 確定拠出年金部
 TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105
 (050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6632-2724)

- 1 登録事業所番号**
 - ・ 国民年金基金連合会に事業所登録を申請した際に発行された登録事業所番号を記入してください。
 - ・ 個人払込と事業主払込(口座振替)の2種類発行されている場合は、事業主払込(口座振替)の登録事業所番号を記入してください。
- 2 登録事業所名称**
 - ・ 国民年金基金連合会に届け出ている事業所名称を記入してください。
- 3 変更区分**
 - ・ 中小事業主掛金額を変更する場合は「額変更」、今後中小事業主掛金の納付を取り止める場合は「削除」に○印をつけてください。

国民年金基金連合会 厚生労働省

中小事業主掛金額変更・削除届

連合会用

拠

厚生労働省用

登録事業所番号 0 0 1 1 1 1 1 1				登録事業所名称 フリガナ カ) ネンキンショクヒン (株) 年金食品																							
変更区分	基礎年金番号 氏名	6 変更前の納付金額 (千円単位)												7 変更後の納付金額 (千円単位)													
		納付月 年	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)	
額変更	4 1 1 1 - 2 2 2 2 2 2	平成 当年 30年						3	3	3	3	3	3													5	5
削除	5 年金 一郎	平成 翌年以降 31年以降	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
額変更	3 3 3 3 - 4 4 4 4 4 4	当年 (1人目と同年)						3	3	3	3	3	3													5	5
削除	年金 花子	翌年以降 (1人目と同年)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
額変更	5 5 5 5 - 6 6 6 6 6 6	当年 (1人目と同年)																									
削除	抛出 太郎	翌年以降 (1人目と同年)																									

4 基礎年金番号

- ・ 中小事業主掛金額を変更する対象者の基礎年金番号を記入してください。
- ・ 不明な場合は、対象者ご本人に年金手帳または直近のねんきん定期便をご確認いただいでください。
- ・ ご本人でも不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

5 氏名

- ・ 対象者の氏名を記入してください。

6 変更前の納付金額

- ・ 変更前（現在）の中小事業主掛金額を記入してください。
- ・ なお、中小事業主掛金の対象から外れる方においては、変更前・変更後の納付金額は空欄で構いません。

【当年】

- ・ 1人目に限り、「中小事業主掛金納付変更・削除届 (K-302号)」の変更年月日の翌月が属する年（和暦）を記入してください。
- ・ 国民年金基金連合会から送付した「中小事業主制度 決定通知書 兼 引落予定のお知らせ（事業主）」をご確認いただき、当年に該当する“事業主掛金”を記入してください。（通知書の事業主掛金が高ハイフン“—”である月は、この書類の当該月は空欄で構いません。当年が通知書の発行年の翌年以降に該当する場合は、通知書の翌年以降の事業主掛金を記入してください。）

【翌年以降】

- ・ 1人目に限り、当年の翌年にあたる年（和暦）を記入してください。
- ・ 国民年金基金連合会から送付した「中小事業主制度 決定通知書 兼 引落予定のお知らせ（事業主）」をご確認いただき、翌年以降に該当する“事業主掛金”を記入してください。（通知書の事業主掛金が高ハイフン“—”である月は、この書類の当該月は空欄で構いません。）

7 変更後の納付金額

- ・ 変更区分で額変更を選択した場合、変更後（今後）の中小事業主掛金額を記入してください。
- ・ 中小事業主掛金を納付する対象者に資格を定めない場合、対象者全員の中小事業主掛金と同額でなければなりません。
- ・ 中小事業主掛金の納付月に指定した月以外は0と記入してください。
- ・ 中小事業主掛金は、ひと月あたり1, 000円単位で指定できます。（例：3, 000円を指定する場合、“3”と記入します。）
- ・ 中小事業主掛金の上限額は、23, 000円から対象者ご本人による加入者掛金を差し引いた額になります。
- ・ 対象者に対して、最低でも年1回1, 000円以上を指定してください。
- ・ 変更区分で削除を選択した場合、記入不要です。

【当年】

- ・ 「中小事業主掛金納付変更・削除届 (K-302号)」の変更年月日の翌月から記入してください。
- ・ 変更年月日以前に記入があっても、変更年月日以前は変更されません。

【翌年以降】

- ・ すべての月に記入してください。
- ・ 当年で記入対象となる月（変更年月日の翌月以降）と、翌年以降の同月で金額が異なる場合、翌年に中小事業主掛金額を変更したとみなします。

（例）「変更年月日：平成30年8月11日」で翌年に掛金額を変更とみなすケース

納付月	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
当年									0	0	0	5
翌年以降	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	10

当年は9月～12月が記入対象です。当年9月～12月と翌年以降9月～12月を比較します。当年12月と翌年以降12月が異なるため、翌年に中小事業主掛金額を変更したとみなします。

- ※ 中小事業主掛金額の変更については、原則1年（1月～12月）に1回のみ変更が可能です。翌年に掛金額を変更したとみなした場合、翌年にあらためて以下を届け出ることできません。
- ・ 中小事業主掛金の納付月を変更
 - ・ 中小事業主掛金額を変更